

患者のみなさまへ

令和6年6月から

「ベースアップ評価料」がはじまります。

産業全体で賃上げが進む中、医療現場で働く方々の賃上げを行い、人材確保に努め、良質な医療提供を続けることができるようにするための取組です。

ご理解くださいますよう、お願い致します。

## 「ベースアップ評価料」について

看護職員等の医療現場で働く方々の賃上げを実施するため、**ベースアップ評価料**を導入します

外来在宅ベースアップ評価料 (1) 初診6点 再診2点

ベースアップ評価料による診療費の上乗せ分は、**医療現場で働く方の賃上げに全て充てられます。**

ご理解くださいますよう、お願い致します。